

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年4月30日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当なし

【事務連絡者氏名】 該当なし

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目12番10号
(武田薬品工業株式会社東京本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス フィナンシャルコントローリング連結
会計主席部員 竹田 徳正

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社東京本社
(東京都中央区日本橋二丁目12番10号)
武田薬品工業株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸二丁目8番4号)
武田薬品工業株式会社名古屋支店
(名古屋市西区牛島町6番1号)
武田薬品工業株式会社神戸支店
(神戸市中央区磯辺通三丁目1番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2015年4月29日(米国時間4月28日)

(2) 当該事象の内容

当社および武田ファーマシューティカルズUSA Inc. (以下「TPUSA社」)等複数の在米子会社ならびに米国Eli Lilly and Company (本社:米国インディアナ州インディアナポリス、以下「イーライリリー社」)は、2型糖尿病治療剤である「ピオグリタゾン(米国製品名:「アクトス」)を含有する製剤」)の服用による膀胱がんの増悪等を主張する方々から、複数の米国連邦および州裁判所において訴訟を提起されております。

当社およびTPUSA社は、このたび(米国時間4月28日)、米国で提起されている上記製造物責任訴訟に関し、原告側を代表する多数の弁護士らと大多数の事件を解決する和解に向けた合意に至りました。当社は、この和解に係る和解金、この和解に参加しない訴訟の費用、他の関連訴訟の費用として、2015年3月期第4四半期に27億米ドル(3,241億円)を引当計上する予定です。この和解は、現在の原告およびクレーム提起者の95%がその受け入れを選択した場合に有効となり、その割合に達した際に、当社は23.7億米ドルを和解基金に支払います。現在の原告およびクレーム提起者の97%以上がその受け入れを選択した場合、和解基金への支払い金額は24億米ドルになります。

なお、27億米ドル(3,241億円)を引当計上するとともに、製造物責任保険によって支払われる保険金額(500億円)を金融資産として計上し、これらの純額を連結決算(IFRS基準)では、「その他の営業費用」として計上する見込みです。また、そのうちの当社負担分について、個別決算(日本基準)において、「特別損失」として計上する見込みです。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

連結決算

2015年3月期末日以降に発生した修正後発事象として取扱い、2015年3月期決算において、「その他の営業費用」として2,741億円計上する見込みです。

個別決算

2015年3月期末日以降に発生した修正後発事象として取扱い、2015年3月期決算において当社に属する負担分を「特別損失」として1,154億円計上する見込みです。

以上